

2019年1月19日

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定
の実施のための運営に関する委員会決定

委員会は、次のとおり決定する。

1. 委員会の議長及び管理

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）第27章の規定に加えて、次の規則を適用する。

1. 1 CPTPP締約国は、2020年以降、各締約国が1年の期間議長となる輪番制の議長を、それぞれの関係する国内法上の手続を完了した旨を書面により寄託者に通報した締約国の順番に従って指名する。

1. 2 議長は、副議長となる前年及び翌年の議長の補助を受けつつ、委員会の会合の議長を務める。

2. 移行期間としての2019年に関する特別措置

CPTPPの円滑な実施を確保するための移行期間とみなされる2019年の間は、次の特別措置をとる。

2. 1 この移行期間において、日本は、ニュージーランド（寄託者）及びメキシコ（翌年の議長）並びに他の全てのCPTPPメンバーと緊密に協力しつつ、議長の役割を引き受ける。

2. 2 効力発生の後1年目にCPTPPの円滑な実施を進めるため、ニュージーランドは、2019年の下半期に、委員会の会合を、主要な小委員会の会合と併せて主催する。

2. 3 委員会は「各締約国の政府の代表者から成る」（第27・1条）こと及び「締約国」とは、この協定が効力を有する国又は独立の関税地域をいう」（第1・3条）ことを想起しつつ、CPTPP署名国間の結束を維持することの重要性を再確認し、この移行期間において、CPTPPが未だ効力を生じていないCPTPP署名国は、委員会の会合、高級事務レベル会合、他の全ての小委員会及びその他の補助機関の会合並びに加入作業部会に参加することができる。

参考のため、2026年までの議長の輪番表を附属書に示す。

議長輪番表

年	議長	副議長 (前年の議長)	副議長 (翌年の議長)
2019	日本	ニュージーランド	メキシコ
2020	メキシコ	ニュージーランド	日本
2021	日本	メキシコ	シンガポール
2022	シンガポール	日本	ニュージーランド
2023	ニュージーランド	シンガポール	カナダ
2024	カナダ	ニュージーランド	豪州
2025	豪州	カナダ	ベトナム
2026	ベトナム	豪州	